

議第 138 号 多治見市市政基本条例の一部を改正するについて

1 改正趣旨

多治見市市政基本条例第 30 条に基づく個別条例として、多治見市是正請求
手続条例を制定するに当たり、その制定趣旨を権利救済に限定せず、幅広く
市に対して是正を求めるものとするため、多治見市市政基本条例の一部を改
正することとする。

2 改正内容

第 30 条において整備を定める制度を「権利救済制度」から「是正請求制度」
に改め、制度の趣旨に「市政の適正な運営に資する」旨を加えるとともに、「権
利救済制度」を「是正請求制度」に改める等の所要の改正を行うこととする。

(第 30 条関係)

3 施行期日

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとする。

【多治見市市民参加条例第 7 条第 3 項に基づく市民参加状況の報告】

多治見市是正請求手続条例に係る市民参加手続に併せて実施

(1) パブリック・コメント手続

【実施期間】平成 21 年 7 月 8 日から平成 21 年 8 月 7 日まで 及び
平成 21 年 9 月 1 日から平成 21 年 10 月 1 日まで

【寄せられた意見】

・特になし

(2) 事業評価委員会の委員に資料送付

【寄せられた意見】

・特になし

(3) 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員に資料送付

【寄せられた意見】

・特になし

(4) 個人情報保護審議会

【寄せられた意見】

・特になし